

事業者向け支援

小規模事業者 持続化補助金

〈コロナ特別対応型〉

申請支援 セミナー

受講無料

第1回 8/12 (水)

会場：藤岡市役所 中庁舎大会議室

第2回 8/26 (水)

会場：藤岡市役所 東庁舎大会議室

両日 14:00~16:00

【概要】小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、具体的な対策に取り組む小規模事業者等が、経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用を補助するものです。本セミナーでは補助金活用方法をご案内します。
藤岡市小規模事業者ニューノーマル補助金と合わせることで、自己負担額なく事業に取り組むことができます。

※事業完了までの間、立替払いが必要です。また消費税および補助上限額を超過した部分等は自己負担となります。

【対象】市内の小規模事業者等

【主催】藤岡市

【受講料】無料

【定員】各回 20名 (先着順)

【申込】第1回は8月11日(火)まで、第2回は8月24日(月)までに藤岡市役所 商工観光課へ

TEL: 0274-40-2319 FAX: 0274-24-4414

E-mail: syoko2@city.fujioka.gunma.jp

【講師】中小企業診断士 (一般社団法人 群馬県中小企業診断士協会より派遣予定)

【補助対象経費の事例】**裏面をご覧ください**

※FAXで申し込む場合は下記をご記入後、この用紙をそのまま送信してください。

藤岡市役所 商工観光課行

FAX: 0274-24-4414

「小規模事業者持続化補助金申請支援セミナー」受講申込書

事業所名	(業種)		
受講者名	ﾌﾘｶﾞﾅ	受講希望日	8/12 ・ 8/26 (希望する日にちに丸を付けてください。)
所在地	TEL	-	-
	FAX	-	-

※ ご記入いただきました個人情報は慎重に取り扱い、本セミナーの運営・管理、その他情報提供のみに使用いたします。

【お問合せ】藤岡市役所 商工観光課 〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327 番地 TEL: 0274-40-2319

●小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉の概要

【対象者】新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、経営計画を策定して販路開拓等に取り組む小規模事業者等

- 小規模事業者の定義
- ・商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く） 5人以下
 - ・サービス業のうち宿泊業・娯楽業 20人以下
 - ・製造業その他 20人以下

【補助額】 上限 100 万円 ※クラスター対策が特に必要な特例事業者に上限 50 万円の上乗せあり

【補助率】 A 型 サプライチェーンの毀損への対応 3 分の 2

B 型 非対面型ビジネスモデルへの転換 4 分の 3

C 型 テレワーク環境の整備 4 分の 3

【申請時期】 第 3 回受付締切 令和 2 年 8 月 7 日（金） 郵送：必着

第 4 回受付締切 令和 2 年 10 月 2 日（金） 郵送：必着

【申請先】 日本商工会議所、群馬県商工会連合会

●藤岡市小規模事業者ニューノーマル補助金の概要

【対象者】小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉の交付決定を受けた、市内に事業所がある小規模事業者等

【補助額】 A 型 上限 50 万円

B・C 型 上限 34 万円

※クラスター対策が特に必要な特例事業者は上乗せあり

【補助率】 A 型 3 分の 1

B・C 型 4 分の 1

【申請時期】小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉の事業完了、金額確定後に申請してください。

締切 令和 4 年 3 月 31 日（木）

【申請先】藤岡市役所商工観光課

◎補助対象経費の事例（導入するものに沿った経営計画の策定が必要です）

・飲食業、小売業

自動券売機、自動会計システム、飛沫防止ボード、空気清浄機能付空調、テイクアウト・デリバリー用の厨房機器や車両導入およびHP作成、ドライブスルー導入

・建設業

オンラインショールーム、オンライン商談システムの導入

・製造業

コロナ対策に特化した新商品の開発と販路創出、無人化のための加工機械導入

・宿泊業

チェックイン・チェックアウトの無人化システム、飛沫防止ボード、空気清浄機能付空調、スリッパの自動消毒器導入

など